

議案第 56 号

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
について

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 9 年条例第 12 号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

共同住宅における荷さばきのための駐車施設の設置義務や車いす使用者のための
駐車施設の車高に係る基準の創設、荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変
更及び公共交通の利用促進に係る駐車施設の設置規模を緩和する規定の追加等を行
うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積(建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(ア)	(略)	
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(ウ)	(略)	
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(オ)	150m ²	450m ²
(カ)	(略)	
備考 (略)		

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	(略)			
(イ)	2,000m ²			
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分
(エ)	3,000m ²	5,000m ²	1,500m ²	4,000m ²
(オ)	(略)			
備考	(略)			

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第 4 条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積(建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。))が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、共同住宅及び非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(ア)	(略)			
(イ)	特定用途(<u>共同住宅を除く。</u>)に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積</u> に 2 分の 1 を乗じて得たものとの合計			
(ウ)	(略)			
(エ)	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>	<u>事務所の用途に供する部分</u>	<u>特定用途（百貨店その他の店舗，事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分</u>	<u>共同住宅及び非特定用途に供する部分</u>
(オ)	<u>150m²</u>	<u>200m²</u>	<u>200m²</u>	<u>450m²</u>
(カ)	(略)			
備考 (略)				

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が(イ)欄に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途においては戸数)をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積(共同住宅の用途においては戸数)で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	(略)				
(イ)	2,000m ²				2,000m ² かつ 50戸以上
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
(エ)	3,000m ²	5,000m ²	1,500m ²	4,000m ²	100 戸
(オ)	(略)				
備考	(略)				

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

改正後	改正前
第6条 (略) (大規模な共同住宅の特例に係る大規模遡減) 第6条の2 第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800	第6条 (略)

戸までの部分の戸数に 0.5 を、800 戸を超える部分の戸数に 0.25 をそれぞれ乗じたものの合計に 400 戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第 7 条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第 20 条の 2 に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第 9 条 第 4 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に 0.3 を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅 2.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上と

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第 7 条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第 20 条の 2 に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前 3 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前 3 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数を有する規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第 9 条 第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に 0.3 を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)に係る自動車の駐車用に供する部分の規模は、幅 2.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上としなければならない、かつ、そのうち少なくとも 1 台分に

しなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車いすの利用者のための駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)として、幅 3.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上、はり下の高さ 2.3 メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が 200 以下の場合 当該台数に 100 分の 2 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が 200 を超える場合 当該台数に 100 分の 1 を乗じて得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に 2 を加えた数

3 第 4 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 15 条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前 2 項の規定は、適用しない。

4 第 5 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅 3 メートル以上、奥行 7.7 メートル以上、はり下の高さ 3.2 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この

については、車いすの利用者のための駐車施設として、幅 3.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上としなければならない。

3 前 2 項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

4 第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車のために供する部分の規模は、幅 3 メートル以上、奥行 7.7 メートル以上、はり下の高さ 3 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りで

限りでない。

- 5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第5条又は第6条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができる。

第10条 (略)

(公共交通の利用促進に係る特例)

- 第10条の2 第4条又は第6条から第7条までの規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置(以下「公共交通利用促進措置」という。)を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設(車いす使用者用駐車施設を除く。)の台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画(以下「公共交通利用促進計画」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができ

ない。

第10条 (略)

る。 (1) <u>当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。</u> (2) <u>前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u> 6 <u>第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第4条又は第6条から第7条までの規定に適合するよう当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。</u> (措置命令) 第15条 (略) 2 前項の規定による措置の命令は、その命 じようとする措置<u>及び理由</u>を記載した措 置命令書により行うものとする。	(措置命令) 第15条 (略) 2 前項の規定による措置の命令は、その命 じようとする措置を記載した措置命令書 により行うものとする。
--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5条第1項並びに第9条第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用する。